岩崎電気株式会社
証券コード　6924

第105回定時株主総会招集ご通知

日時　2020年6月25日(木曜日)
午前10時（受付開始 午前9時）
場所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　3階コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

・株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。
何卒ご理解の程お願い申しあげます。

IWASAKI

○目次

第105回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金処分の件 …… 3
第２号議案　取締役７名選任の件 …… 4
第３号議案　監査役１名選任の件 …… 9
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 10

(提供書面)
事業報告
１．企業集団の現況 …… 12
２．会社の現況 …… 19

連結計算書類
連結貸借対照表 …… 31
連結損益計算書 …… 32
連結株主資本等変動計算書 …… 33

計算書類
貸借対照表 …… 34
損益計算書 …… 35
株主資本等変動計算書 …… 36

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 37
計算書類に係る会計監査報告 …… 39
監査役会の監査報告 …… 41

株主総会会場ご案内図

証券コード　6924
2020年６月５日

株　主　各　位

東京都中央区東日本橋一丁目１番７号
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　　伊藤義剛

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第105回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月24日（水曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第105期(2019年４月１日から2020年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第105期(2019年４月１日から2020年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.iwasaki.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.iwasaki.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

◎ 当日ご出席の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お手数ながらマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温をさせていただき、体調不良と思われる方は入場をお断りいただく場合がございます。

◎ 当日会場の本株主総会スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　　１株につき金 40 円
　配当総額　　307,512,360 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月26日

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（７名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含めた取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	属　性
1	伊藤義剛（いとう よしたけ）	代表取締役社長	再任
2	加藤昌範（かとう まさのり）	取締役 上席執行役員	再任
3	稲森真（いなもり まこと）	取締役 上席執行役員 埼玉製作所長	再任
4	上原純夫（うえはら すみお）	取締役 上席執行役員 光・環境事業部長	再任
5	大屋健二（おおや けんじ）	社外取締役	再任 社外 独立
6	田内常夫（たない つねお）	社外取締役	再任 社外 独立
7	青山誠司（あおやま せいじ）	上席執行役員 照明事業部 副事業部長	新任

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いとう よしたけ 伊藤義剛 (1958年5月11日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 13回中13回（100.0%）	1983年４月　当社入社 2006年４月　当社国内営業事業部 営業統括部長 2007年７月　当社管理本部 経営企画部長 2012年６月　当社執行役員 管理本部長 2012年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長 2013年４月　当社執行役員 光応用事業本部長 2015年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長 2015年６月　当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長 2016年４月　当社代表取締役社長 2019年４月　当社代表取締役社長 兼 照明事業部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、2016年４月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	9,300株
2	かとう まさのり 加藤昌範 (1959年10月19日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 13回中13回（100.0%）	1983年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2009年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）国際審査部長 2011年６月　当社国際営業部部長 2012年４月　当社財務経理部長 2013年６月　当社取締役 管理本部長 2017年４月　当社取締役 上席執行役員 経営管理部、情報システム部、財務経理部管掌 2018年４月　当社取締役 上席執行役員 ライティングソリューション事業本部長、財務経理部管掌 2019年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター担当、財務経理部管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営管理部門、海外事業を含めた民間市場の新チャネル開発と開発・製造・販売までを担う事業組織の運営等を務め、現在、知財法務、ＣＳ部門を担当し、財務部門を管掌する役員として業務に精通しており、その職務・職責を適切に果たしております。 今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	4,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	稲森（いなもり）　真（まこと） (1958年11月21日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 13回中13回(100.0%)	1979年４月　当社入社 2008年10月　当社営業技術部長 2012年６月　当社執行役員 技術本部長 2015年４月　当社上席執行役員 技術本部長 2017年４月　当社上席執行役員 知財法務部、品質保証部、新技術開発部、営業技術部、評価試験センター管掌 2018年６月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、品質保証部、評価試験センター担当、新技術開発部、営業技術部管掌 2019年４月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長、品質保証部、評価試験センター担当、生産技術部管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、2019年4月からは製造事業所長を務めるなど業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	1,700株
4	上原（うえはら）　純夫（すみお） (1960年５月15日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 10回中10回(100.0%)	1983年４月　当社入社 2006年４月　当社光源事業部 映像光源部長 2010年４月　当社生産技術部長 2012年４月　当社光応用事業本部 映像光源部長 2014年４月　当社執行役員 光応用事業本部 副本部長 2016年４月　当社執行役員 光・環境事業本部長 2017年４月　当社上席執行役員 光・環境事業本部長 兼 埼玉製作所長 2019年４月　当社上席執行役員 光・環境事業部長 2019年６月　当社取締役 上席執行役員 光・環境事業部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 光応用部門、生産技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おおや けんじ 大屋 健二 (1949年11月4日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会への出席状況】 13回中13回 (100.0%)	1972年 4 月　日本電装株式会社（現株式会社デンソー） 入社 1997年 1 月　株式会社デンソー 新事業営業部長 2000年 6 月　株式会社デンソー 取締役 2004年 6 月　株式会社デンソー 常務役員 2007年 6 月　株式会社デンソー 専務取締役 2009年 6 月　株式会社デンソー 取締役副社長 2010年 6 月　アスモ株式会社 取締役社長 2014年 6 月　アスモ株式会社 顧問 2016年 6 月　アスモ株式会社 顧問 退任 2018年 6 月　当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場でコーポレートガバナンスの強化を図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。	600株
6	たない つねお 田内 常夫 (1957年1月24日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会への出席状況】 10回中10回 (100.0%)	1981年 4 月　本田技研工業株式会社 入社 2004年 6 月　株式会社本田技術研究所 常務取締役 2006年 4 月　ﾎﾝﾀﾞ ｵﾌﾞ ｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役副社長 2006年 6 月　本田技研工業株式会社 執行役員 2008年 4 月　ﾎﾝﾀﾞ ｵﾌﾞ ｱﾒﾘｶﾏﾆｭﾌｧｸﾁｭｱﾘﾝｸﾞ・ｲﾝｺｰﾎﾟﾚｰﾃｯﾄﾞ 取締役社長 2009年 4 月　本田技研工業株式会社 四輪事業本部長 2009年 6 月　本田技研工業株式会社 取締役 2011年 6 月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 2016年 6 月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 退任 2016年 6 月　本田技研工業株式会社 社友 2019年 6 月　当社取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 本田技研工業株式会社において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から事業戦略及び経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場で経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。	200株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	あおやませいじ 青山誠司 (1968年7月16日生) 新任	1991年４月　当社入社 2012年４月　当社国内営業本部 福岡営業所長 2018年４月　当社執行役員 国内事業本部 副本部長 兼 国内事業推進部長 2019年４月　当社執行役員 照明事業部 副本部長 兼 照明事業企画推進部長 2020年４月　当社上席執行役員 照明事業部 副事業部長 兼 照明事業企画推進部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門に長年携わり豊富な業務経験を有し、業務に精通しております。 こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	700株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者 大屋健二氏及び田内常夫氏 は社外取締役候補者であります。
３．取締役候補者 大屋健二氏及び田内常夫氏 の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大屋健二氏は２年、田内常夫氏は１年となります。
４．(1) 取締役候補者 大屋健二氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2) 取締役候補者 田内常夫氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有しており、また当社から独立した立場として、当グループの成長及び株主価値向上に資する意見・助言等をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
５．当社は取締役候補者 大屋健二氏及び田内常夫氏 を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．当社は取締役候補者 大屋健二氏及び田内常夫氏 との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、大屋健二氏及び田内常夫の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
７．当事業年度の取締役会への出席状況につきましては、第105期に開催された取締役会について記載しております。また、上原純夫氏及び田内常夫氏につきましては、第104回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 藤井英哉氏 は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位 (　重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所有する当社の株式数
ほし　の　はる　ひこ 星　野　治　彦 (1960年4月18日生) 新任	1985年 4 月　当社入社 2007年10月　当社営業本部 映像光源営業部長 2009年 4 月　当社映像光源部 統括部長 2012年 4 月　当社光応用事業本部 副本部長 2013年 4 月　当社執行役員 国際事業部長 2014年 4 月　当社執行役員 海外事業本部長 兼 海外営業部長 2017年 7 月　当社執行役員 Eye Lighting International of North America Inc. 取締役会長 2020年 4 月　Eye Lighting International of North America Inc. 取締役会長 2020年 5 月　Eye Lighting International of North America Inc. 取締役会長 退任 (現任)	300株
	【監査役候補者とした理由】 海外事業部門、光応用部門を経験し、海外関係会社の代表者を務めるなど豊富な業務経験を有し、業務に精通しております。今までの経験と知見を監査に活かすことにより、当社経営の健全性確保に貢献できると考えております。	

（注）１．監査役候補者 星野治彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は監査役候補者 星野治彦氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いけだ　こういち 池田浩一 (1952年2月11日生) 再任 社外	1975年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2005年４月　みずほ総合研究所株式会社 専務執行役員 2009年４月　ＪＦＥスチール株式会社 監査役 2011年４月　みずほファクター株式会社 代表取締役社長 2015年６月　当社監査役 兼 みずほファクター株式会社 代表取締役社長 2015年７月　当社監査役 兼 日本土地建物株式会社 顧問 2019年６月　当社監査役退任 2020年２月　日本土地建物株式会社 顧問退任 【補欠社外監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した豊富な経験と他社の監査役を務めた経験から高い見識を有しており、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	1,300株

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．池田浩一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は池田浩一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

＜ご参考＞　社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の大株主（議決権所有割合10％以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3．当社が大株主（議決権所有割合10％以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の２％超）の重要な業務執行者でないこと。
5．直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6．当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、個人は１千万円以上、法人・団体は連結総売上高の２％超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7．当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以 上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国およびユーロ圏においては、所得環境の改善や、個人消費が底堅く推移しましたが、中国では、米国との貿易摩擦が激しさを増したことなどから、景気の減速が明確になりました。わが国経済は、輸出に弱さが見られたものの、個人消費や設備投資が持ち直すなど、景気は緩やかに回復傾向となりました。しかし、年度の終盤において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、世界経済およびわが国経済に大きな影響を与える事態となったことから、景気は急速に悪化し、先行きの不透明感が強まっております。

このような環境の中、当社グループは「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」という企業理念のもと、照明事業においては、施設照明・産業照明分野で、独自性のある商品提供と周辺事業を含めたトータルソリューションビジネスを推進し、光・環境事業においては、さまざまな「ひかり」の技術を応用することで環境試験関連分野、UV/EBキュア分野、殺菌関連分野の３つの事業を柱として展開してまいりました。

これらの結果、売上高は59,274百万円（前年同期は54,006百万円で9.8%の増加）、営業利益は3,661百万円（前年同期は1,458百万円で151.1%の増加）、経常利益は3,885百万円（前年同期は1,712百万円で127.0%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,681百万円（前年同期は1,119百万円で139.5%の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業は、施設や使用環境に適した屋外用照明器具や高天井照明器具の新商品開発に注力するとともに、LEDの特性を最大限に活かすための照明制御システムの展開を図り、お客様の施設にマッチした最適な照明環境を提供すべく、照明設計提案を積極的に行いました。国内においては、地方自治体などの照明改修事業に対し、ラインアップ豊富な道路用照明器具や省施工形の街路用照明器具での訴求を行い、売上高は好調に推移しました。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた施設建設およびインフラ整備需要の高まりを背景に、スポーツ施設用投光器や景観用照明器具の売上高も堅調に推移しました。海外においては、主に北米において売上高は堅調に推移し、また、昨年実施した事業の合理化策の効果などにより、利益面での改善も進みました。

これらの結果、売上高は43,189百万円（前年同期は39,859百万円で8.4%の増加）、セグメント利益は4,651百万円（前年同期は2,527百万円で84.1%の増加）となりました。

＜光・環境＞

光・環境事業は、環境試験関連、UV/EBキュア関連の各分野において、新型キセノンテスターや複合試験装置、UV-LED照射器や小型電子線照射装置など、新商品の市場での認知度を高めるために、専門展示会への出展やセミナーの開催など積極的に実施しました。環境試験関連では、自動車産業関連では売上高は増加したものの、その他の産業では前年同期ほどの納入には至らず、売上高は横ばいで推移しました。また、UVキュア関連でも、FPD関連が増加した一方で、印刷機器関連が当初計画には至らず、売上高は前年同期並みとなりました。なお、情報機器事業では、情報表示装置関連で前年を上回る件名納入があった他、災害時に備えたインフラ整備の需要に対し、無停電電源装置システムの訴求を行ったことで納入が増加し、情報機器事業の売上高をけん引しました。

これらの結果、売上高は16,159百万円（前年同期は14,202百万円で13.8%の増加）、セグメント利益は924百万円（前年同期は807百万円で14.6%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は906百万円であり、その主なものは照明事業585百万円、光・環境事業320百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期において新たな資金調達はおこなっておりません。長期借入金について1,300百万円の返済をおこないました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第102期 (2016.4.1から 2017.3.31まで)	第103期 (2017.4.1から 2018.3.31まで)	第104期 (2018.4.1から 2019.3.31まで)	第105期(当連結会計年度) (2019.4.1から 2020.3.31まで)
売上高 (百万円)	56,611	57,328	54,006	59,274
経常利益 (百万円)	1,002	228	1,712	3,885
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	335	381	1,119	2,681
１株当たり当期純利益	4円43銭	49円31銭	144円75銭	348円63銭
総資産 (百万円)	69,463	69,625	67,288	69,450
純資産 (百万円)	25,791	26,353	26,937	28,999

(注) 1．当社は、2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	埼玉県鴻巣市	300百万円	100.0	照明機器の製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180百万円	100.0	光・環境機器の販売
株式会社つくばイワサキ	茨城県桜川市	100百万円	(100.0)	照明機器の製造販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチューセッツ州	18,400千米ドル	100.0	電子線照射装置の製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786千米ドル	100.0	照明機器の製造販売

(注)　議決権比率欄の(　)は、間接所有による内数であります。

⑷ 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」を企業理念に、光の持つ潜在力を極め、最先端の光技術を駆使して、省エネルギー推進と安全・安心の環境に貢献する「光・環境カンパニー」への飛躍を目指すことを経営方針としております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、現在、世界経済およびわが国経済は、米中の貿易摩擦の影響や、新型コロナウイルス感染症の拡大による生産活動の停滞や消費の落ち込みにより、これまで以上に不透明な状況となっています。

当社グループの照明事業、光・環境事業は共に、各産業における設備投資の先送り感が強まれば、業績に影響を及ぼすことが想定されます。このように、先行きは厳しい状況が予想されますが、照明事業に関しては、LED照明において、ストック需要へのLED照明導入促進は継続するものと捉え、また、光・環境事業に関しても、UVキュアなどは関連市場の環境負荷対策に向けた意識の高揚もあり、これら需要の獲得に向けた活動を推進してまいります。

今後、当社グループは、照明事業と光・環境事業において、これまで培ってきた光技術と関連技術の融合を図り、独自性のある商品提供と、周辺事業を含めたソリューションビジネスの展開を推進してまいります。

照明事業においては、施設照明、産業照明分野で、市場のニーズに対応した付加価値の高い商品開発と、周辺事業を含めたトータルソリューションビジネスを展開してまいります。

2020年12月末で水銀ランプの製造、輸出入が禁止となりますが、これをLED照明への導入促進につながる好機と捉え、代替商品の拡充を図ってまいります。LED照明は、制御システムを組み合わせることにより、LEDの省エネ性能をさらに引き出すことや、「あかり」の質の向上、演出といった、快適で楽しさのある照明環境の創造が実現できると考えております。商品開発においては、当社グループで保有する配光技術、回路制御技術と外部技術の融合を図り、より一層、環境に配慮した省エネ性能の高い照明システムの開発に注力してまいります。また、当社グループでは屋外施設照明を得意としておりますが、近年多発している自然災害に対応する防災・減災のための照明システムなどの開発にも取り組んでまいります。これら、環境の変化や市場の多様なニーズに対応するために、機器やデバイスの調達力を強化するとともに、ハードの提供だけでなく、関連するソフトと新たなサービスの提供を視野に入れた技術構築とソリューションの実現に向けた研究開発を推進してまいります。

光・環境事業につきましては、当社グループが取り扱う電子線や紫外線など、さまざまな「ひかり」の技術を応用することで、環境試験関連分野、UV/EBキュア関連分野、殺菌関連分野において、事業展開を推進してまいります。

環境試験関連分野では、新たな試験装置の開発や光照射システムを構築し、国内に留まらず、海外市場での展開を強化することで事業の維持拡大を図ってまいります。

UV/EBキュア分野、殺菌・滅菌・水処理関連分野では、従来の産業向けの個別商品の研究開発、商品展開だけでなく、新たな市場への展開、新たなアプリケーションの開発に取り組んでまいります。

また、光・環境事業においては、上記、短期的な取り組みを推進しつつ、地球温暖化防止、環境汚染抑制に向け、当社グループが保有する「ひかり」の基盤技術を最大限に活用するために、周辺技術との擦り合わせを積極的に行い、中長期的視点に立って、新たな事業フィールドの創造に取り組んでまいります。

当社グループは、照明事業、光・環境事業を推進する上で、ソリューションビジネスの展開に向けた研究開発とマーケティング活動へ経営資源を重点的に配分し、市場の変化に即応した人材最適化を実践することで、「あかり」と「ひかり」の技術を通して企業価値の向上を図り、持続的に成長できる企業体質の構築を目指してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具、照明制御機器、その他特殊照明	72.8%
光・環境事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、環境試験等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	27.2%

⑹ **企業集団の主要拠点等**（2020年３月31日現在）

当　　社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	埼玉県鴻巣市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
株式会社つくばイワサキ	本社	茨城県桜川市
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

(7) **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
照明事業	1,192（100）名	△38（△19）名
光・環境事業	617 （20）名	6 （△1）名
全社 (共通)	64 （0）名	6 （0）名
合計	1,873（120）名	△26（△20）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
920（67）名	△11（△6）名	44.8歳	20.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,566百万円
株式会社三井住友銀行	1,313百万円

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　23,900,000株
② 発行済株式の総数　　7,821,950株（自己株式134,141株を含む）
③ 株主数　　7,508名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	401千株	5.22%
ミネベアミツミ株式会社	300	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	251	3.28
岩崎電気協力会持株会	204	2.66
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	201	2.63
株式会社みずほ銀行	183	2.39
明治安田生命保険相互会社	180	2.34
アイランプ社員持株会	168	2.19
株式会社三井住友銀行	168	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	155	2.03

（注）１．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
２．当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board　Benefit　Trust））」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社株式80,000株を取得しております。
３．持株比率は、自己株式（134,141株）を控除して計算しております。自己株式には信託E口が所有する当社株式80,000株は含まれておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しております。

取締役会決議日	2019年７月29日	2020年３月９日
取得対象株式の種類	普通株式	普通株式
取得した株式の総数	76,200株	49,800株
株式の取得価額の総額	99百万円	57百万円
取 得 期 間	2019年7月30日～2019年11月15日	2020年3月10日～2020年3月31日

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊　藤　義　剛	
取　締　役	加　藤　昌　範	上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター担当、財務経理部管掌
取　締　役	有　松　正　行	上席執行役員 照明事業部 副事業部長（商品企画開発）、総務部、広報宣伝室担当、経営企画部、情報システム部管掌
取　締　役	稲　森　　真	上席執行役員 埼玉製作所長、品質保証部、評価試験センター担当、生産技術部管掌
取　締　役	上　原　純　夫	上席執行役員 光・環境事業部長
社外取締役	大　屋　健　二	
社外取締役	田　内　常　夫	
常勤監査役	藤　井　英　哉	
常勤監査役	加　藤　浩　昭	
社外監査役	渡　邊　正　三	
社外監査役	鈴　木　直　人	日本ハーデス株式会社 取締役副社長

（注）　1．当事業年度における取締役および監査役の就任・退任は次のとおりであります。

〔就任〕

氏名	就任日	地位
上原純夫	2019年６月27日	取締役
田内常夫	2019年６月27日	社外取締役
加藤浩昭	2019年６月27日	常勤監査役
鈴木直人	2019年６月27日	社外監査役

〔退任〕

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
広村俊悟	2019年６月27日	任期満了	社外取締役
吉井照雄	2019年６月27日	任期満了	常勤監査役
池田浩一	2019年６月27日	任期満了	社外監査役　日本土地建物株式会社 顧問

2．社外監査役 渡邊正三、鈴木直人 の両氏はともに金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は社外取締役 大屋健二、田内常夫、社外監査役 渡邊正三 の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く2020年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
〔常務執行役員〕木田喜正 〔上席執行役員〕山田智彦 〔執行役員〕星野治彦、柿沼武幸、糸川 剛、青山誠司、漆原 嗣
5．当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を2020年2月に設置しました。当委員会の委員は代表取締役、社外取締役で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （3）	174百万円 （22）
監査役 （うち社外監査役）	6 （3）	40 （10）
合計	14	215

（注）1．使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、支給していないため含まれておりません。
2．取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」に係る報酬相当額27百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外監査役 鈴木直人氏は日本ハーデス株式会社の取締役副社長を兼務しております。
当社と日本ハーデス株式会社との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	大屋健二	13回	100.0%	—	—
社外取締役	田内常夫	10回	100.0%	—	—
社外監査役	渡邊正三	13回	100.0%	12回	100.0%
社外監査役	鈴木直人	10回	100.0%	9回	100.0%

（注）1．社外取締役 田内常夫氏及び社外監査役 鈴木直人氏は、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会において選任されたため、両氏が選任された以降の出席回数を記載しております。両氏の選任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は９回であります。

2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 大屋健二氏 は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

社外取締役 田内常夫氏 においては、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会において就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席しており、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名報酬委員会において、社外の立場から客観的な助言や意見を述べ、当社経営の透明性、公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

社外監査役 渡邊正三氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

社外監査役 鈴木直人氏 においては、2019年６月27日開催の第104回定時株主総会において就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会９回のうち９回出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、報酬額が妥当であると判断しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、監査役会が会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を遂行することが困難であると認めた場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑷ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
2）取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
3）取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
4）社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
5）監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
6）独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
2）取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
2）リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産、環境、労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。
その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
3）災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
2）取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
3）取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
2）コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
3）営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
4）内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。

5）社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
6）当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
2）当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
3）当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
4）一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの３社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
5）当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
6）当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7）反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

⑧　前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

⑨　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

⑩　次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ）当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ロ）当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）取締役会議事録、ＴＭＣ（経営会議）議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
2）取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
3）取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
4）当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5）当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
6）当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

⑪ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
2）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
3）監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
4）監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、TMC（経営会議）、本部長会議など）へ出席します。
5）監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

・当社は「イワサキグループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき常勤取締役、常勤監査役及び各部門のコンプライアンス小委員会の委員長で構成されるコンプライアンスコミッティーによって、各部門及びグループ子会社における研修の実施状況、法令及び社内規程の順守状況ならびに内部通報の状況などの重点確認事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議いたしました。
またその内容については適宜、取締役会に報告し社外取締役及び社外監査役からの意見を求めることで更なるコンプライアンス意識の向上に取り組みました。

・当社は当社社員及びグループ子会社社員を対象とする「内部通報規程」に基づき当社内及び弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設けており、通報された情報、相談等に関しては厳格な管理と適切な対応を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

・当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行いました。

・当社は「リスクマネジメント規程」に基づきリスク情報の収集・評価を行い当社グループにおいて想定されるリスクの予防に取り組みました。またその内容については適宜、取締役会に報告し取締役及び監査役からの意見を求めることで有効なリスクマネジメントの体制構築に取り組みました。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

・当事業年度において取締役会を１３回開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定められた経営上重要な事項の審議決定を行うとともに各取締役、執行役員による業務執行の監督を行いました。

・社外取締役２名は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を述べるとともに、監査役会と連携して取締役の業務執行に関する提言等を積極的に行いました。

・取締役会議事録については正確に記録作成し、情報の保存及び管理を適切に行いました。

④　子会社の経営管理に対する取組みの状況

・当社は「関係会社管理規程」に基づき重要な事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議し決裁しました。また四半期ごとに経営状況、財務状況について報告を受けるとともに親会社から派遣している非常勤取締役、監査役によって法令、定款、取締役会規程を順守しての執行状況の監督を行いました。

⑤　監査役の職務の執行について

・当社の監査役会は社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。
当事業年度において監査役会は１２回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。
また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会・ＴＭＣ（経営会議）への提言を適宜行い、監査の実効性向上に取り組みました。

⑸　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**47,423**	**Ⅰ　流動負債**	**19,894**
現金及び預金	16,261	支払手形及び買掛金	7,582
受取手形及び売掛金	14,433	電子記録債務	5,870
電子記録債権	2,837	短期借入金	830
商品及び製品	6,989	1年内返済予定の長期借入金	900
仕掛品	1,593	未払法人税等	941
原材料及び貯蔵品	4,729	未払消費税等	569
その他	611	賞与引当金	794
貸倒引当金	△33	クレーム処理引当金	178
Ⅱ　固定資産	**22,026**	その他	2,227
１．有形固定資産	**16,465**	**Ⅱ　固定負債**	**20,555**
建物及び構築物	5,488	長期借入金	4,400
機械装置及び運搬具	942	繰延税金負債	29
工具、器具及び備品	581	再評価に係る繰延税金負債	1,145
土地	9,337	退職給付に係る負債	13,200
リース資産	50	資産除去債務	134
建設仮勘定	64	役員株式給付引当金	51
２．無形固定資産	**713**	その他	1,593
ソフトウエア	465	**負債合計**	**40,450**
その他	248	**【純資産の部】**	
３．投資その他の資産	**4,847**	**Ⅰ　株主資本**	**26,877**
投資有価証券	4,081	**資本金**	**8,640**
繰延税金資産	279	**資本剰余金**	**2,069**
その他	510	**利益剰余金**	**16,466**
貸倒引当金	△23	**自己株式**	**△298**
		Ⅱ　その他の包括利益累計額	**2,104**
		その他有価証券評価差額金	**1,546**
		土地再評価差額金	**2,410**
		為替換算調整勘定	**△378**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,472**
		Ⅲ　非支配株主持分	**17**
		純資産合計	**28,999**
資産合計	**69,450**	**負債純資産合計**	**69,450**

連結損益計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**59,274**
売上原価		**40,678**
売上総利益		**18,595**
販売費及び一般管理費		14,934
営業利益		**3,661**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	94	
受取賃貸料	11	
保険配当金	26	
受取補償金	215	
その他	90	442
営業外費用		
支払利息	100	
為替差損	4	
持分法による投資損失	46	
事務所移転関連費用	57	
その他	9	218
経常利益		**3,885**
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	10	
その他	2	28
特別損失		
固定資産除売却損	36	
投資有価証券評価損	2	39
税金等調整前当期純利益		**3,874**
法人税、住民税及び事業税	1,087	
法人税等調整額	105	1,192
当期純利益		**2,682**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,681**

連結株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,069	13,955	△140	24,524
当期変動額					
剰余金の配当			△312		△312
親会社株主に帰属する当期純利益			2,681		2,681
自己株式の取得				△158	△158
土地再評価差額金の取崩			142		142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	2,511	△158	2,353
当期末残高	8,640	2,069	16,466	△298	26,877

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,581	2,552	△291	△1,445	2,396	16	26,937
当期変動額							
剰余金の配当							△312
親会社株主に帰属する当期純利益							2,681
自己株式の取得							△158
土地再評価差額金の取崩							142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△34	△142	△87	△27	△292	1	△291
当期変動額合計	△34	△142	△87	△27	△292	1	2,062
当期末残高	1,546	2,410	△378	△1,472	2,104	17	28,999

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**33,115**	**Ⅰ　流動負債**	**16,373**
現金及び預金	9,086	支払手形	704
受取手形	1,856	電子記録債務	6,582
電子記録債権	1,943	買掛金	5,131
売掛金	12,057	1年内返済予定の長期借入金	900
商品及び製品	4,606	リース債務	74
仕掛品	626	未払金	954
原材料及び貯蔵品	1,814	未払法人税等	753
前渡金	97	未払消費税等	365
前払費用	145	未払費用	106
短期貸付金	792	前受金	24
未収入金	86	預り金	110
その他	2	賞与引当金	508
貸倒引当金	△2	クレーム処理引当金	156
Ⅱ　固定資産	**22,507**	**Ⅱ　固定負債**	**17,460**
１．有形固定資産	**13,869**	長期借入金	4,400
建物	3,922	リース債務	95
構築物	169	繰延税金負債	40
機械及び装置	380	再評価に係る繰延税金負債	1,145
車両運搬具	5	退職給付引当金	10,283
工具、器具及び備品	387	長期預り保証金	1,331
土地	8,942	資産除去債務	93
リース資産	20	役員株式給付引当金	51
建設仮勘定	41	関係会社事業損失引当金	9
２．無形固定資産	**602**	その他	8
ソフトウエア	453	**負債合計**	**33,833**
リース資産	134	**【純資産の部】**	
その他	14	**Ⅰ　株主資本**	**17,829**
３．投資その他の資産	**8,034**	**資本金**	**8,640**
投資有価証券	3,446	**資本剰余金**	**1,909**
関係会社株式	3,430	資本準備金	1,909
出資金	17	**利益剰余金**	**7,577**
関係会社出資金	779	利益準備金	168
長期貸付金	1	その他利益剰余金	7,409
その他	359	繰越利益剰余金	7,409
		自己株式	**△298**
		Ⅱ　評価・換算差額等	**3,960**
		その他有価証券評価差額金	**1,550**
		土地再評価差額金	**2,410**
		純資産合計	**21,789**
資産合計	**55,622**	**負債純資産合計**	**55,622**

損益計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**50,725**
売上原価		**37,788**
売上総利益		**12,937**
販売費及び一般管理費		10,465
営業利益		**2,471**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	273	
受取賃貸料	205	
保険配当金	24	
受取補償金	215	
その他	114	846
営業外費用		
支払利息	90	
貸与資産減価償却費	122	
為替差損	19	
事務所移転関連費用	57	
その他	2	292
経常利益		**3,025**
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	8	
その他	2	24
特別損失		
固定資産除売却損	28	
その他	4	32
税引前当期純利益		**3,017**
法人税、住民税及び事業税	755	
法人税等調整額	△81	673
当期純利益		**2,344**

株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	8,640	1,909	1,909	136	5,267	5,403	△140	15,813
当期変動額								
剰余金の配当				31	△343	△312		△312
当期純利益					2,344	2,344		2,344
自己株式の取得							△158	△158
土地再評価差額金の取崩					142	142		142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	31	2,142	2,173	△158	2,015
当期末残高	8,640	1,909	1,909	168	7,409	7,577	△298	17,829

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,560	2,552	4,112	19,926
当期変動額				
剰余金の配当				△312
当期純利益				2,344
自己株式の取得				△158
土地再評価差額金の取崩				142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10	△142	△152	△152
当期変動額合計	△10	△142	△152	1,863
当期末残高	1,550	2,410	3,960	21,789

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０１９年4月1日から２０２０年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　滑川雅臣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１０５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制、以下「内部統制システム」という。）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査室並びにＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　藤井英哉　㊞

常勤監査役　加藤浩昭　㊞

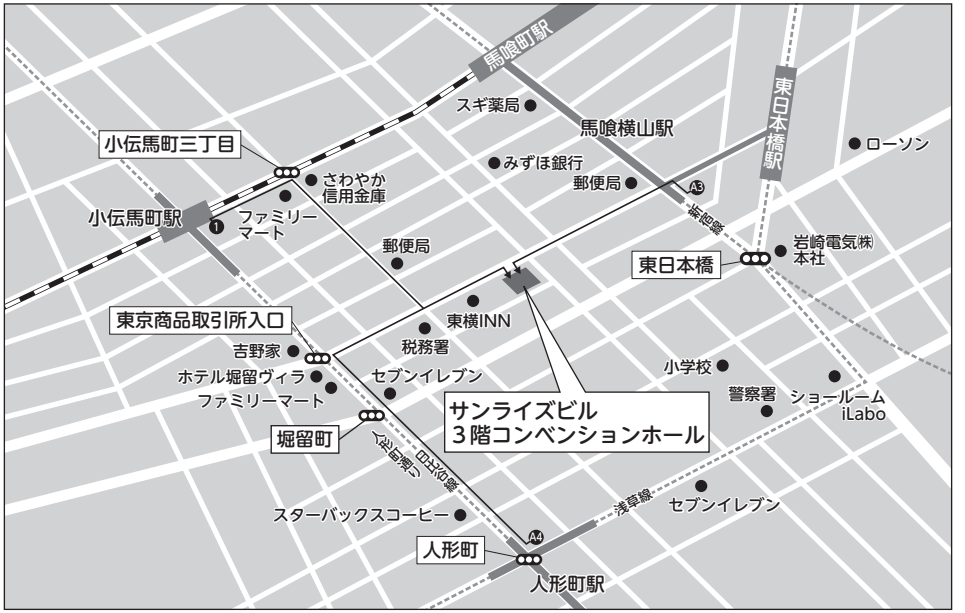
社外監査役　渡邊正三　㊞

社外監査役　鈴木直人　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール



アクセス

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）
- ■ 東京メトロ日比谷線「人形町駅」より徒歩約５分（出口A4）

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※ 受付は午前９時に開始いたします。
※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
※ 当日ご出席の際は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクのご持参・ご着用をお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温を実施させていただきます。何卒ご理解の程お願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。